

事 務 連 絡

令和 7 年 3 月 25 日

関係団体 御担当者様

こども家庭庁長官官房総務課

こども家庭庁成育局総務課

こども家庭庁支援局総務課

令和 7 年度「春のこどもまんなか月間」における取組の推進について（協力依頼）

平素より貴団体におかれましては、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革の取組にご尽力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「こども未来戦略」において、「こども・子育て政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある」とされ、また同日閣議決定された「こども大綱」でも示されたとおり、こども・子育てにやさしい社会づくりのためには、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成する必要があります。

その取組の一つとして、こども家庭庁では、令和 5 年 7 月に「こどもまんなかアクション」を本格的にスタートさせました。また、「こどもまんなか」の趣旨に賛同いただいた地方自治体と連携して「こどもまんなかアクションリレーシンポジウム」を開催し、こども未来戦略や各種施策をわかりやすい形で説明し、理解促進を図ると同時に、各地域での課題解決に向けた取組の紹介や意見交換会を実施するといった取組を進めてきたところです。

この取組を着実に展開すべく、こども家庭庁では、**本年 5 月を「春のこどもまんなか月間」とし、「こどもまんなか応援サポーター」**(※)の取組をはじめ、企業、個人、地方自治体等の取組との輪を広げていきたいと考えております。

ついては、**貴団体における取組を本年 5 月の「春のこどもまんなか月間」やその前後に向けて進めるなどの検討をお願い申し上げます。また、貴団体における関係施設・団体等への取組の周知・促進についてもご協力をお願い申し上げます。**

なお、こどもまんなか月間は、令和 7 年度においては春（5 月）と秋（11 月）の年 2 回の実施を予定しており、こども家庭庁で実施している各種キャンペーン、表彰等の取組については、それぞれ当該月間中の取組の一つとして位置付け、実施することとしています。具体例については別紙 1 をご参照ください。

また、「春のこどもまんなか月間」の周知のため、別紙 2 のとおり**広報用ロゴ等を作成準備しておりますので、積極的にご活用ください。**

※ 「こどもまんなか応援サポーター」については、次の URL をご覧ください。

(<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka/ouen-supporters/>)

(担 当)

こども家庭庁成育局総務課

TEL: 03-6863-0383

Mail: seiiku.kikakuchousei@cfa.go.jp